

## 介護職員等特定処遇改善加算とは？

経験・技能のある介護職員の更なる処遇改善を目的として2019年10月に設けられた加算制度です。  
【勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行う】という方針に基づき、  
公費1,000億円程度が投じられています。  
現行の「介護職員処遇改善加算」の介護報酬にさらに加算して支給されます。

### 介護職員等特定処遇改善加算を取得するには

- (1)介護職員処遇改善加算ⅠからⅢのいずれかを取得している
- (2)介護職員処遇改善加算の職場環境等要件「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」において、それぞれの項目で1つ以上の取り組みを行っている
- (3)介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページに掲載するなどの「見える化」を行っている

### 介護職員処遇改善加算Ⅰ-Ⅲの違い

区分	加算Ⅰ 月額3.7万円相当	加算Ⅱ 月額2.7万円相当	加算Ⅲ 月額1.5万円相当
算定要件	キャリアパス要件① キャリアパス要件② キャリアパス要件③ + 職場環境等要件	キャリアパス要件① キャリアパス要件② + 職場環境等要件	キャリアパス要件① 又は キャリアパス要件② + 職場環境等要件

キャリアパス要件① → 役職や仕事内容に応じた賃金を設定すること

キャリアパス要件②☒ → 研修の実施や資格取得の機会を設けるなどスキルアップのための支援をすること

キャリアパス要件③ → 経験や勤続年数、資格等に応じて昇給する制度を設けること

職場環境等要件 → 賃金改善以外の職場環境改善取り組みを実施し、雇用する全ての介護職員に処遇改善の内容等について周知する。

### 介護職員処遇改善加算の加算率について

サービス区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算表		
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ
訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	11.1%	8.1%	4.5%

## 介護職員等特定処遇改善加算 I - II の違い

区分	加算 I	加算 II
算定要件	<p>上記の内容 + *サービス提供体制強化加算(通所介護など) *特定事業所加算(訪問介護など) 日常生活継続支援加算(特養など) 入居継続支援加算(特定施設など) のいずれかを取得</p> <p>*サービス提供体制強化加算は最も高い区分「加算(I)イ」のみ *特定事業所加算は「加算(I)」又は「加算(II)」のみ</p>	<p>左記の内容を 1つも取得していない</p>

### グループホーム

#### 【サービス提供体制強化加算】 ☒

- 加算(I) → 以下のいずれかに該当すること  
 ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること  
 ②介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること
- 加算(II) → 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること
- 加算(III) → 以下のいずれかに該当すること  
 ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること  
 ②介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること  
 ③介護職員の総数のうち、勤続7年以上の職員の占める割合が30%以上であること

### 訪問介護

#### 【特定事業所加算】

- 加算(I) → ①介護職員の研修の実施 ②定期的な会議の開催 ③定期的な健康診断の実施  
 ④文書等による指示及びサービス提供後の報告 ⑤緊急時等の対応方法の明示  
 ⑥『介護福祉士の占める割合が30%以上』又は『介護福祉士+実務者研修等を修了している  
 職員の占める割合が50%以上』であること  
 ⑦全てのサービス提供責任者が『実務経験3年以上の介護福祉士』又は『実務経験5年以上の  
 実務者研修等を修了している者』であること  
 ⑧前年度または前3カ月で要介護4・5、認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)の利用者ならび、  
 痰の吸引等の行為が必要な利用者の占める割合が20%以上であること
- 加算(II) → 特定事業所加算(I) ①②③④⑤ + 『⑥又は⑦』に適合すること
- 加算(III) → 特定事業所加算(I) ①②③④⑤⑧に適合すること
- 加算(IV) → 特定事業所加算(I) ②③④⑤ + 下記の内容 ☒
- ・訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者に対する計画的な研修の実施
  - ・常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定訪問介護事業所であり、その事業所に配置されるべきサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ基準の配置人数より1人以上多いサービス提供責任者を配置していること
  - ・利用者総数のうち、要介護3~5である者と介護を必要とする認知症である者、その他介護を必要とする者の占める割合が60%以上であること

## 介護職員等特定処遇改善加算の加算率について

サービス区分	介護職員等特定処遇改善加算の区分に応じた加算表	
	加算Ⅰ	加算Ⅱ
訪問介護	6.3%	4.2%
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	3.1%	2.3%

## 見える化とは？

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて、\*情報公表制度や各事業所のホームページを活用し、外部から見える形で公表することです。具体的には、「提供サービスの内容」「従業者に関する情報」「介護職員処遇改善加算の取得状況」「処遇改善加算取得に関する具体的な取り組み内容」などが挙げられます。

\*利用者が事業所を比較・検討出来るように、介護事業者が報告した内容を都道府県が情報提供する仕組み

## 提供サービスの内容・従業者に関する情報

株式会社ジェイ・ライフ				
事業所名	サービス区分	従業者職種区分		
グループホーム かわしも公園	認知症対応型共同生活介護	総従業者数		17人
		介護職員	常勤	11人
			非常勤	4人
		その他職員	常勤	
			非常勤	2人
		経験年数10年以上の介護職員の割合		3人
夜勤を行う職員数		8人		
ジェイ・ライフ サービス	訪問介護事業所	総従業者数		14人
		介護職員	常勤	9人
			非常勤	4人
		その他職員	常勤	1人
			非常勤	
		経験年数10年以上の介護職員の割合		7人
夜勤を行う職員数		6人		
ジェイ・ライフ サービス月寒西	訪問介護事業所	総従業者数		11人
		介護職員	常勤	8人
			非常勤	3人
		その他職員	常勤	
			非常勤	
		経験年数10年以上の介護職員の割合		6人
夜勤を行う職員数		6人		

※2022年4月の時点

## 介護職員処遇改善加算の取得状況

事業所名	グループホーム かわしも公園	ジェイ・ライフ サービス	ジェイ・ライフ サービス月寒西
現行の処遇改善加算	加算 I	加算 I	
	11.1%	13.7%	
特定処遇改善加算	新加算 II	新加算 I	
	2.3%	6.3%	
介護職員 処遇改善加算 (見込額)	5,900,000 円	13,700,000 円	
介護職員等 特定処遇改善加算 (見込額)	1,200,000 円	6,300,000 円	
賃金改善総額 (見込額)	7,100,000 円	20,000,000 円	
対象職員数	15 人	24 人	

## 処遇改善加算取得に関する具体的な取り組み内容

分類	内 容
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等の I C T 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善